



市街化調整区域では 原則建築物の建築などができません！

市街化調整区域では、一部の例外を除いて、次の行為は禁止されています。



- ◇新たに建築物を建築すること
- ◇既存建築物の用途を変更して使用すること
- ◇第一種特定工作物を設置すること

これらも**建築物**になりますので、許可なく建築すると**違反**です

❌ コンテナ（倉庫）



❌ 簡易物置（倉庫）



❌ テント小屋（作業場）



❌ プレハブハウス
（事務所・休憩所）



❌ 片屋根小屋
（資材置場・車庫）



❌ ユニットハウス
（事務所・休憩所・倉庫）



※（ ）内は使用目的の例示

ご注意ください！

❌ いつでも撤去できるような形態のものであっても、継続的に使用する場合は建築物となります。

❌ 既存建築物の用途を変更（例：倉庫⇒事業所）して使用することは、原則禁止されており、改築・増築の有無は関係ありません。

❌ 軽油等の危険物を貯蔵する工作物（例：貯蔵庫）やクラッシャープラント（例：破砕機）なども第一種特定工作物となります。

違反すると・・・

◇自らの責任で撤去などの是正をしなければならない。



是正されない場合

◇命令

- ・工事の停止
- ・建築物の除却など

命令違反



◇罰則

- ・罰金
- ・拘禁刑など

※違反行為に関わった建築士・建設業者・宅建業者等には、別の法律で営業停止や免許取消等の行政処分が行われることがあります。

広島市役所 都市整備局指導部宅地開発指導課にご相談ください

住所：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（市役所本庁舎6階） メール：takakai@city.hiroshima.lg.jp



◇市街化調整区域で、建築物の建築や用途の変更、第一種特定工作物の設置などを行う場合

東区・南区・西区・安佐南区
⇒第一審査係 ☎082-504-2506

安佐北区・安芸区・佐伯区
⇒第二審査係 ☎082-504-2394

◇違反建築物を見つけた場合や違反建築物の是正に関すること
⇒指導調整係 ☎082-504-2285